



義務対象事業者

こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こども
こども
別紙
家庭庁

令和8(2026)

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

△
まとめ登録
マニュアル

- 研修教材、解説動画・資料
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型

△
事務手続
マニュアル
(予定)

▲
法施行
(12月25日)

システム
登録

☐ GビズID取得【4月末まで】
(法人・運営者等で取得)

☐ 事業者情報登録【指定の期限まで】
(施設・事業所から所轄庁に登録)

☐ 国からの確認に対応
【必要に応じて随時】

☐ 権限設定準備
【12月上旬まで】

☐ 権限設定

犯罪事実
確認・
防止措置

- ☐ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- ☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定
- ☐ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し

☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

☐ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】

安全確保
措置

☐ 体制整備（相談窓口設置・周知等）

☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

☐ 従事者向け研修の計画策定・実施

☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

☐ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討

☐ 事業者向け研修の受講